

債権者登録について

岡山県都窪郡早島町役場税務会計課

町行政の推進につきまして、ご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、早島町では、事務処理の迅速化・正確化を図るため、会計事務のコンピュータ処理を行っています。

そのため、町から支払いをさせていただく皆様方の住所・氏名・振込口座等をあらかじめコンピュータに登録させていただくこと（これを「債権者登録」といいます。）が必要となります。

つきましては、次により、債権者登録の手続きをさせていただきますようよろしくお願いいたします。

1 債権者登録の手続き

◇「債権者登録申出書」記入例により、必要事項を記入のうえ、担当課に提出してください。

◇後日お送りする支払内容の明細（口座振込通知書）の送付先について、住所欄に記入する住所以外の送付先を希望する場合は、住所及び氏名を記入してください。

◇ゆうちょ銀行の口座に振込を希望する場合は、他の金融機関からの振込用口座番号として通帳に記帳されている店番コード（3桁）、預金種目、口座番号（7桁）を記入してください。

（ゆうちょ銀行で利用されている記号、番号では振込できません。不明の場合は、お近くの郵便局でお問い合わせください。）

◇「債権者登録申出書」に基づき、支払事務に必要な債権者の皆様の情報を登録します。登録後に、振込口座等の内容に変更が生じたときは、早急に変更の登録申出書を提出してください。

◇この「債権者登録申出書」は、口座振込依頼書を兼ねていますので、請求ごとに請求書への「口座振込先」の記入は必要ありません。

2 早島町からの支払

◇町からの支払いは、「債権者登録申出書」に基づき登録された指定の口座にお振込みいたします。

◇支払日は、毎月10日、20日、月末となっています。なお、支払日が土日祝日にあたる場合は、10日及び20日はその翌日、月末はその前日の営業日が支払日となります。

◇通帳の摘要欄には、振込人として、「ハヤシマチヨウ」が表示されます。

◇後日、登録された住所に支払内容の明細（口座振込通知書）をお送りいたします。

○お問い合わせ先

701-0303 岡山県都窪郡早島町前潟360番地1

岡山県都窪郡早島町役場税務会計課

電話番号 086-482-2484（直通）